

天文科学館券売機更新等賃貸借契約書(案)

明石市（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）は、受注者所有の券売機設備の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、発注者に対し下記の物件（以下「賃貸借物件」という。）を賃貸する。

・管理クライアント	1台
・監視クライアント	1台
・窓口発券機	3台
・その他上記機器の運用に必要なもの	1式

2 発注者および受注者は本書に基づき、設計図書（添付の特記仕様書、図面等をいう。）に従い、日本国の法令および明石市契約規則を遵守し本契約を履行しなければならない。

（契約期間および賃貸借期間）

第2条 本契約は、令和5年4月1日から令和10年7月31日までを契約期間（本契約の履行期間）とする、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約（64か月）である。

2 本契約は、令和5年4月1日から令和5年7月31日までを機器製作および設置作業の準備期間とし、賃貸借料は発生しないものとする。この期間に必要な機器の試運転等も実施すること。

3 本契約は、令和5年8月1日から令和10年7月31日までを賃貸借期間（60か月）とする。

（賃貸借物件の引渡完了期日および引渡場所）

第3条 受注者は、令和5年7月31日までに、賃貸借物件を発注者の指定する場所に使用可能な状態で設置しなければならない。

（賃貸借期間満了後の賃貸借物件の取り扱い）

第4条 賃貸借期間を満了したときは、受注者は発注者に対して、賃貸借物件を無償で譲渡しなければならない。

（賃貸借料）

第5条 賃貸借料は賃貸借期間に毎月払いとし、月額〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額〇〇, 〇〇〇円）とする。ただし、月の途中においてこの契約の全部もしくは一部を解約

したとき、または受注者の責に帰する事由により発注者が賃貸借物件を使用することができなかつたときは、当該月分の賃貸借料を、使用の割合に応じて、当該月の暦日数に基づき日割計算した額とする。

- 2 前項の消費税額は、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額であるが、消費税率の改定があつた場合は、協議の上、賃貸借料を変更できるものとする。
- 3 発注者は、翌月初めに受注者から毎月の月額賃貸借料の請求を受けた場合は、請求を受けた日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

(契約保証金)

第6条 年度毎に年間執行予定賃貸借料総額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条第1項の各号に該当する場合は免除する。

(賃貸借物件の緊急修繕)

第7条 賃貸借期間において、受注者は発注者より突発的な故障の発生などの通知を受けた場合は、遅延なく技術員を派遣し直ちに修理しなければならない。修理にかかる一切の費用は原則として受注者が負うものとするが、故障の原因が発注者の責に帰す事由の場合は、発注者がその費用を負うものとする。

(管理者の注意等)

第8条 発注者は賃貸借物件を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

- 2 発注者または受注者は、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。賠償額は発注者および受注者の協議のうえで決定するものとする。
- 3 受注者は、下請負業者および出入り業者が故意または過失に起因して発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。賠償額は発注者および受注者の協議のうえで決定するものとする。
- 4 天災地変の不可抗力から生じた損害、発注者または受注者の責に帰すことのできない事由から生じた損害、発注者または受注者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害については、賠償責任を負わないものとする。逸失利益についても同様とする。

(身分証明書の携帯および秘密保持)

第9条 受注者は、賃貸借物件の設置場所に立ち入る時は、必ず身分証明書を携帯し、発注者にこれを提示しなければならない。

- 2 受注者は、前項の業務の処理に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、または解約された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第10条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約解除および違約金)

第11条 発注者は相手方が正当な理由なくしてこの契約に定める条項を履行しない場合には、文書をもって通知し、この契約を解除することが出来るものとする。

- 2 受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することが出来る。
 - (1) 本契約に違反し、または違反するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 本契約の履行について、受注者に不正な行為があったとき。
 - (3) 故意または過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
 - (4) 正当な理由なく契約の履行を怠ったとき。
- 3 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成団体のいずれかの者とする。以下この項において同じ）が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合はその役員またはその支店もしくはリース契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という）であることが認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなど認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的、あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められたとき。
 - (5) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が（1）から（5）までのいずれかに該当する者を下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつ

たとき。

- 4 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者は当該年度の支払い予定額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

(条件付契約解除等)

第12条 発注者は契約を締結する日の属する年度の翌年以降において、発注者の歳入歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額または削除された場合、この契約を変更し、または解除できるものとする。

- 2 前項の規定による契約の変更または解除に伴い、受注者に損害が生じたときには発注者はその損害を賠償するものとし、その賠償額等については、発注者と受注者の協議のうえ、定めるものとする。

(契約解除による搬出費用)

第13条 発注者が第11条によりこの契約を解除した場合において、賃貸借物件の搬出費用は受注者の負担とする。

- 2 前項に定める以外でこの契約が解除となった場合において、賃貸借物件の搬出費用は発注者の負担とする。

(協 議)

第14条 本契約に定めない事項または本契約書の条項について疑義が生じた場合は、明石市契約規則等に定めるところによるほか、必要に応じて発注者および受注者が協議して解決するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者および受注者記名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者（借借人） 明石市中崎1丁目5番1号
明石市
代表者 明石市長 泉 房穂

受注者（貸貸人）

別添

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約を終了し、又は解除された後においても同様とする。

(持出しの禁止)

第7 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を発注者の承諾なしに事業所内から持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(事務従事者の明確化)

第9 受注者は、個人情報を取り扱う事務に従事する者を限定するとともに、従事者に制限があることを明確にしておかななければならない。

(事務従事者への監督及び教育)

第10 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当

な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護について必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

(再委託の禁止)

第11 受注者は、発注者（再委託をする場合にあっては、最初の発注者をいう。次項において同じ。）の承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い第三者にその取扱いを委託してはならない。

(再委託に伴う措置)

第12 受注者は、発注者の承諾を得て再委託をしようとするときは、この契約と同等の内容の個人情報保護のための措置の内容を契約書等に明記するなどその安全確保の措置を明らかにしなければならない。

第13 再委託を受けた者は、この契約による事務の受注者とみなして、前2項の規定を適用する。

(資料等の返還等)

第14 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(報告及び立入調査)

第15 発注者は、契約による受注者の事務の執行に当たり、個人情報の取扱いその他の契約内容の遵守状況について、随時報告を求め、又は調査することができる。

(事故発生時における報告義務)

第16 受注者は、個人情報の漏えい事案その他この契約に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれのあることを知ったとき、又はこれに伴う損害（第三者への損害を含む。）が発生したときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示を受け、自己の責任において処理するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 17 発注者は、受注者がこの契約に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償を請求することができる。